

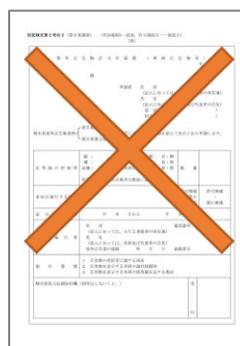
令和7年4月1日から

# 電子申請・電子収納に変わります

令和7年4月1日以降、屋外広告物(車両広告物)の許可申請や届出をする場合、電子申請システムを利用していただくことになります。  
また、申請手数料の納付も電子収納となります。

## 電子申請

とちぎ電子申請システムにて必要事項を入力・添付書類を登録するだけで申請が可能です。都市政策課での受理後、申込み完了通知メールに記載された「整理番号」と「パスワード」を使用し、電子収納画面より手数料をお支払いください。



申請書の提出不要!



《とちぎ電子申請システム》

[https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action)

## 電子収納

とちぎ電子申請システムを使用する収納方法です。インターネットができればどこでも納付することができます。また、システム内のコンビニ納付を選択することで、現金でのお支払いが可能です。



お問合せ

都市政策課 : 028-623-2463 (車両広告物の許可申請に関すること)

行政改革ICT推進課 : 028-623-2212 (電子申請システム・電子収納に関すること)